

# 狭山市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

狭山市

# 目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	1
第1章 背景	1
第2章 行動計画の策定	2
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 市行動計画の改定概要	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	7
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	9
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	13
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組	13
第1節 市行動計画等の実効性確保	13
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	14
第1章 実施体制	14
第1節 準備期	14
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第1節 準備期	18
第2節 初動期	20
第3節 対応期	21
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第4章 ワクチン	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30
第5章 保健	33
第1節 準備期	33
第2節 初動期	34
第3節 対応期	34
第6章 物資	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	36
第3節 対応期	36
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	38
第1節 準備期	38
第2節 初動期	39
第3節 対応期	40
用語集(五十音順)	42

# 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

## 第1章 背景

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナ」という。)の感染者が確認された。その後、同年2月には埼玉県、3月には本市においても最初の感染者が確認された。

同年3月には新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)が改正され、新型コロナを同法の適用対象とし、同法に基づく新型インフルエンザ等対策本部(以下、「政府対策本部」という。)の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、国を挙げて取り組む体制が整えられた。本市においても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することを目的とした緊急的な対策を図るため、令和2年3月に狭山市新型コロナウイルス感染症対策本部(以下、「市対策本部」という。)を設置し、政府の基本的対処方針及び埼玉県からの要請に基づき、外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請、学校教育活動の制限等、社会経済活動の多くを停止させる措置について市民への理解を求めつつ、特別定額給付金の早期給付等、市民に最も近い行政単位として取組に注力した。また、令和3年5月にワクチン接種を開始し、県と連携協力しながら、自宅療養者支援や保健所への保健師の派遣等の対策を行った。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、新型コロナは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下、「感染症法」という。)上の5類感染症に位置付けられ、同日に埼玉県新型インフルエンザ等対策本部が廃止されたことに伴い、市対策本部を廃止した。

約3年間にわたって特措法に基づき新型コロナに対処してきた経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。そして、感染症危機は新型コロナ対応のみで終わるものではなく、次なる感染症危機が将来的に発生し得ることを改めて認識した。

新型コロナ対応では、県内及び市内の関係機関が一丸となって、この未知のウイルスに対処した。こうした対応を通じて多くの知見を蓄積し、また、見えてきた課題もある。市として、それらを今後想定される感染症危機対応に生かすとともに、本市の持続的発展を可能とするため、関係機関同士の顔の見えるネットワークを平時から構築するとともに、これまで培った知見を風化させることなく次代に伝えていくことが重要である。

## 第2章 行動計画の策定

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の程度によっては社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、県、市町村、指定地方公共機関等、及び事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりである。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。

ア 新型インフルエンザ等感染症

イ 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

ウ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

### (3)市行動計画の作成

平成25年6月7日、国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下、「政府行動計画」という。)を策定した。また、県では、それにあわせ、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、平成26年1月「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)を策定した。本市においても、それらにあわせ、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき、平成26年12月に「狭山市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」という。)」を策定した。

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、必要に応じて市行動計画の見直しを行うものとする。

### (4)市行動計画の抜本的な改定

このたび、国では、新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月2日に、政府行動計画を抜本的に改定した。また、県では、これらを踏まえ、令和7年1月に県行動計画を改定した。

本市においても、これらの改定や新型コロナ対応の経験等を踏まえ、市行動計画を改定するものである。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、県内及び市内への侵入も避けられないと考えられ、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティ(医療サービスの提供能力)を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

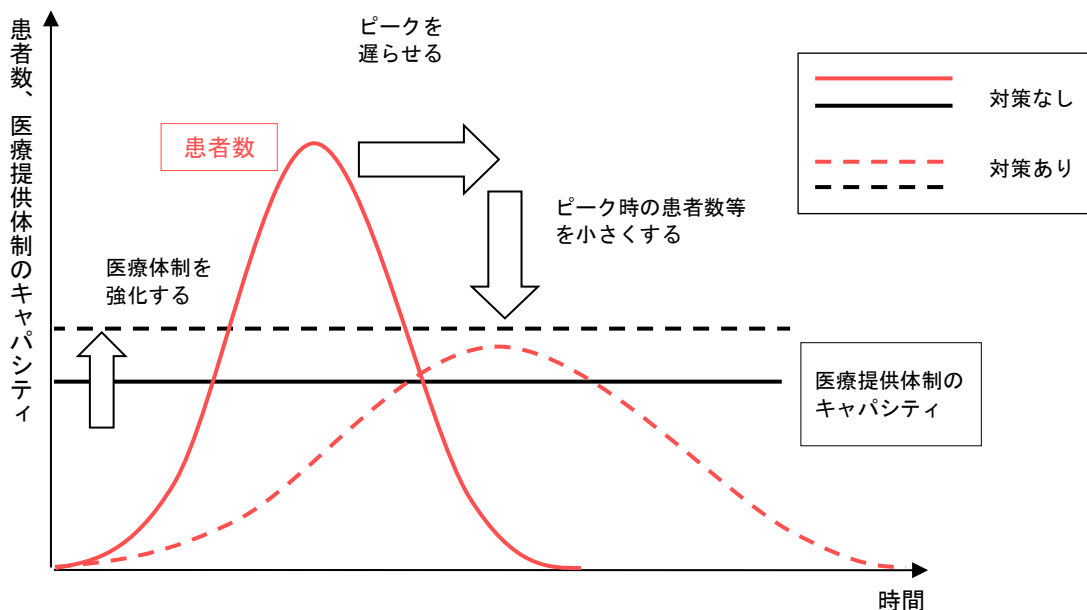
**(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**

**(2)市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。**

- 市行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとし、このうち対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動制限による対応と市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 国や県と協力し、迅速かつ一体的な情報提供・共有を行うことで、感染拡大のペースを抑制し、医療体制の充実と、社会経済活動の両立を目指す。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減することで、真に治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ワクチン接種開始の見通しがつき、ウイルスに関する知見の蓄積が進む段階においては、重症者・死亡者の極小化を目標とし、クラスターや重症化のリスクが極めて高い対象への対策を重点的に行うこととする。

また、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

## <対策の効果(概念図)>



## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の点を柱として対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

### (1)準備期

発生前の段階では、地域における医療提供体制の整備やワクチンや治療薬等の供給体制の整備、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

### (2)初動期

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を講

じることが必要である。海外で発生している段階で、万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性を活かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内及び県内ひいては市内への侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

### (3)対応期1

政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期(以下、「発生の初期段階」という。)では、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初等において病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等を踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、強度の高いまん延防止対策を実施する。その後、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、可能な限り感染者数等を減少させるための適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策はその縮小や中止を図る等の見直しを行う。

### (4)対応期2

国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、国、県、市及び事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力をする必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、状況が変化することで、対策が必ずしも適合しなくなる等、様々な事態が生じることが想定される。

このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。

### (5)対応期3

その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積や検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

### (6)対応期4

最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

### 第3節 市行動計画の改定概要

従前の市行動計画は、平成26年12月に策定されたものであるが、今般、政府行動計画及び県行動計画の抜本改定に合わせ、市行動計画を初めて改定することとした。主な改定内容は以下のとおりである。

#### (1) 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

#### (2) 時期区分の変更

記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させる。

#### (3) 対策項目の充実

これまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった保健と物資の項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン及び治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについてを明確化する。

#### (4) 実効性の確保

実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、実践的な訓練を実施する。

### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画や業務計画に基づき、国、県及び指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進を行う。

#### (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### (3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、基本的人権を尊重することとし、法令の根拠があることを前提とするとともに、リスクコミュニケーションの観点からも、市民及び市内事業者(以下、「市民等」という。)に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対するひぼう中傷等、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、医療従事者等の士気を維持する観点等からも、人権侵害は防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。

### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県等と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

必要がある場合には、市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請できる。

### (6) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、避難所における感染症対策、自宅療養者等の避難のための情報共有等の体制整備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供・共有、避難の支援等を速やかに行う。

## (7)感染症拡大時のデジタル技術の活用

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。

特に、感染症拡大時において、人との直接的な接触を伴うことなく医療をはじめとした社会経済活動をデジタル技術を通じて維持することが期待できる。感染拡大時においては、あらゆるケースにおいてデジタル技術を積極的に活用する。

## (8)記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存・公表する。

# 第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

## (1)国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下、「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下、「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴き

つつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## (2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### ア 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保や発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制や保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力を計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版 FEMA の訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制や役割分担、状況に応じた連携、業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市や感染症指定医療機関等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会(以下、「連携協議会」という。)等を通じ、埼玉県地域保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、感染症法における予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

## イ 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

このため、県や近隣市と緊密な連携を図りながら対策を実施する。

### (3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画(以下、「BCP」という。)の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保や発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### (4)指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (5)登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たせるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

### (6)一般の事業者

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が

求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (7)市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人での感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品及び生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、分かりやすく、取組やすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1)実施体制
- (2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3)まん延防止
- (4)ワクチン
- (5)保健
- (6)物資
- (7)市民生活及び市民経済の安定の確保

## 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

### 第1節 市行動計画等の実効性確保

#### (1)実践的な訓練の実施

実践的な訓練を実施することにより、連絡体制や役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認を通じて、感染症有事の際に迅速な体制移行及び感染症対策の実行へつなげることとする。

#### (2)市行動計画の必要な見直し

県行動計画の改定を踏まえ、市での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市行動計画の見直しを行う。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### (2)所要の対応

###### 1-1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、国及び県の支援を活用しながら、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等を確保するとともに、平時から維持すべき業務の継続を図るため、BCPを作成・変更する。市のBCPについては、県や保健所等のBCPとの整合性にも配慮しながら作成する。

ウ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。

エ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者等の養成等を行う。

###### 1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 市は、国、県及び指定地方公共機関等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有や連携体制の確認、訓練を実施する。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

ウ 市は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県とあらかじめ調整し、着実な準備を進める。

#### 1-4 狭山市新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置

本市の体制や役割、国及び県等の発表に対する対応等について、情報共有及び連絡体制を構築するとともに新型インフルエンザ等の発生に備えるため、狭山市新型インフルエンザ等対策連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置し、必要に応じて会議を開催する。

##### 【組織】

狭山市新型インフルエンザ等対策連絡会議

準備期から初動期において、情報共有及び連絡体制を構築するとともに、国内の発生に備えた対応等について協議する。

##### 【構成】

市長を議長として、市長、副市長、教育長、関係部長・次長・課長及び議長が必要と認める者

## 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期に行った検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2)所要の対応

#### 2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、発生状況等の情報収集を実施する。

また、庁内及び市医師会等関係機関と情報を共有し、必要に応じ連絡会議を開催する等、今後の対応方針の共有や対応期への移行のため必要な準備を進める。

## 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 市は、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生が公表され、特措法第15条に基づき政府対策本部が設置された場合は、必要に応じ、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 市は、市民等の不安や疑問等に対応するため、必要に応じて、コールセンター等の相談窓口の設置を検討する。

ウ 市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

## 2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国による財政支援を有効活用する等、財源を確保し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### (1)目的

初動期に引き続き、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し収束するまで、途中の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制の整備や見直しを行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状を踏まえ、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等、大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、重症者・死亡者の極小化と社会経済活動との両立を図りながら感染症危機に対応することを目指す。

### (2)所要の対応

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、以下の実施体制をとる。

なお、狭山市新型インフルエンザ等対策本部条例(以下「条例」という。)に基づき、情報収集及びまん延防止等重点措置や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施するため、迅速に必要な人員体制を確保する。

## 【組 織】

### 狭山市新型インフルエンザ等対策本部

政府対策本部長が、本市を区域として新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、市対策本部を設置し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。なお、緊急事態宣言がない場合においても、状況に応じて市対策本部を設置し、効果的な対策実施を図ることもある。

## 【構 成】

市長を本部長、副市長・教育長を副本部長として、各部長のほか本部長が必要と認める者

### 3-1-1 職員の派遣、応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

イ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

### 3-1-2 必要な財政上の措置

市は、国による財政支援を有効活用する等、財源を確保し、必要な対策を実施する。

## 3-2 緊急事態措置の検討等について

### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する。市対策本部長は、本市区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民や医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市は、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応、必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

#### (2)所要の対応

##### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市等への情報提供・共有

###### 1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、新型コロナウイルスの取組を風化させることのないよう、平時から国及び県等と連携して、感染症に関する基本的な情報や基本的な感染対策(換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報、発生時に取るべき行動やその対策等について、市民等の理解を深めるため、SNS等の各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染

が発生するおそれがあることから、市は、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校等においては、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

#### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、そのような行為は法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

#### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発等を行う。

これらの取組を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

### 1-2 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

#### 1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

イ 市として一体的かつ整合的な情報提供・共有を行えるよう、必要な体制や方法を整理する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行えるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

#### 1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

ア 市は、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行えるよう、情報の受取手である市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。

イ 市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民等からの相談に応じるため、県と連携しつつ、コールセンター等の相談体制を構築できるよう準備する。

ウ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するよう努める。

## 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### (2)所要の対応

市は、その時点で把握している国内外の科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期に定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、高齢者や子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、初動期以降においては、特に市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報について、迅速に市民へ情報提供・共有する。

イ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部署の情報等について、必要に応じ、集約の上、提供する。

## 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、県からの要請に応じて、コールセンターの設置等相談体制の構築を図る。

イ 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

ウ 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるよう、国が作成した都道府県及び市町村向けの Q&A 等を活用し、情報提供体制を整備する。また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

## 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、そのような行為は法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、

市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

## (2) 所要の対応

市は、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしながら、関係機関や市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

### 3-1 基本的方針

#### 3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア 市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者や子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

なお、市民の関心の高い発熱外来等の医療提供体制に関する情報については、引き続き市民に情報提供・共有する。

イ 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、関係部署の情報等について、必要に応じ、集約の上、引き続き提供する。

ウ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市民等への情報提供・共有を行う。

### 3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

ア 市は、県からの要請に応じて、コールセンター等の相談体制を継続する。

イ 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手である市民等の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

ウ 市は、市民等が感染症対策に必要な情報を理解できるように、国が作成した都道府県及び市町村向けの Q&A 等を活用しつつ、情報提供していく。また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映する。

### 3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、そのような行為は法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市町村及び NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発等を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

## 3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

### 3-2-1 発生の初期段階

県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、強度の高いまん延防止対策を実施することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人の感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が

県民等に不要不急の外出や県境を越えた移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。市は、その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

#### 3-2-2-2 こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

市は、病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

### 3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染力等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した際には、確保しうる医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、感染症有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等の理解促進に取り組む。

#### (2)所要の対応

##### 1-1 対策の実施に係る参考指標等の検討

市は、感染症有事において、まん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータを用いる。

##### 1-2 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには、市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解の促進を図る。

イ 市は、換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること等について、平時から理解の促進を図る。

### 第2節 初動期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数と入院患者数等を減少させ、確保した医療提供体制で対

応可能となるようにする。このため、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

## (2) 所要の対応

### 2-1 まん延防止対策の準備

ア 市は、病原体の性状や臨床像等に関する情報の分析・リスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報を、国立健康危機管理研究機構(JIHS)や県から速やかに収集する。

イ 市は、県からの要請に応じて、BCPに基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

### (2) 所要の対応

#### 3-1 まん延防止対策の内容

対応期の初期段階では、未知のウイルスに対応するため、社会活動の制限による対応と市民の行動抑制を通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせる。

なお、本市は通勤・通学等による近隣市への人の往来が平時から活発であることから、人の往来を通じて市内に感染が拡大することも想定される。そのため、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮するとともに、そのような本市の地域特性も十分踏まえるものとする。

##### 3-1-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する周知

###### 3-1-1-1 外出等に係る周知

市は、県からの要請に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出をしないこと等の周知を行う。

### 3-1-1-2 基本的な感染対策に係る周知

市は、県からの要請に応じて、市民等に対し、換気やマスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策のほか人混みを避けることや時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、又は徹底することを周知する。

### 3-1-2 学級閉鎖・休校等の検討

市は、感染状況や病原体の性状等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校)や、施設の使用制限等を検討する。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの接種が円滑に実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に集団接種を運用できるよう関係機関との調整を行う。

#### (2)所要の対応

##### 1-1 ワクチンの供給に係る体制の整備

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要がある場合もあることから、市内の医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

また、医療機関等の在庫状況等を迅速に把握する方法等について、県と連携し体制を構築する。

##### 1-2 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

###### 1-2-1 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。

###### 1-2-2 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として国が登録する手続について、必要に応じて協力する。

##### 1-3 接種体制の構築

###### 1-3-1 接種体制

市は、医療従事者の確保や接種の優先順位の考え方等について、国及び県の整理を踏まえつつ、関係者と連携し、接種に必要な人員や会場、資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備する。

### 1-3-2 特定接種(国が緊急の必要があると認める場合に限る)

市は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則とした速やかな特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

### 1-3-3 住民接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項による臨時接種をいう。)

ア 市は、県等の協力を得ながら、平時から市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。

イ 市は、接種を円滑に実施するため、市外の医療機関との委託契約等を通じて、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするための取組を進める。

ウ 市は、医療関係者及び学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、県が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施について準備を進める。

### 1-4 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国及び県とともに情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

### 1-5 DXの推進

市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行えるよう、平時から体制を構築する。

## 第2節 初動期

### (1)目的

準備期に整備・整理した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

### (2)所要の対応

#### 2-1 接種体制

##### 2-1-1 接種体制の構築

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行う。

## 2-1-2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得て、これらの確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けた必要な支援を行う。

## 2-1-3 住民接種

- ア 市は、目標となる接種ペースに応じて速やかに接種を開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- イ 接種の準備に当たっては、予防接種業務担当部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理等の担当部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。

## 第3節 対応期

### (1)目的

市は、県等の協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### (2)所要の対応

#### 3-1 接種体制

##### 3-1-1 全般

- ア 市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。  
また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。  
なお、国により職域接種の方針が示された場合は、事業者に対し、実施に関する正確かつ迅速な情報提供を行う。
- イ 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県及び医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

### 3-1-2 地方公務員に対する特定接種

国が特定接種の実施及び実施方法の決定を行った場合には、市は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-1-3 住民接種

#### 3-1-3-1 予防接種の準備

市は、県と連携し、接種体制の準備を行う。

#### 3-1-3-2 予防接種体制の構築

市は、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等の協力を得ながら、準備期及び初動期に整備・整理した接種体制を構築する。

#### 3-1-3-3 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市民等に対し、接種に関する情報を提供・共有する。

#### 3-1-3-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-1-3-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、国のシステム基盤等を活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-2 副反応疑い報告等

#### 3-2-1 ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、県と連携し、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報収集に努め、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

#### 3-2-2 健康被害に対する速やかな救済

市は、国及び県の協力を得ながら、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。

### 3-3 情報提供・共有

市は、県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### (1)目的

市は、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を把握する体制を平時から構築する。また、患者等の健康観察や生活支援に関して、県から協力を求められた場合の県との役割分担を決めるとともに、保健所の業務量が急増した場合の応援体制の構築等、相互に密接に連携できるようにする。

#### (2)所要の対応

##### 1-1 業務継続計画を含む体制の整備

市は、保健事業を継続して実施できるよう、BCPを策定する。なお、その策定に当たっては、感染症有事における県や保健所等の業務との連携を考慮する。また、BCPに基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時からDXや外部委託の活用等による業務効率化及び保健師等の適正配置等による働き方改革を推進する。

##### 1-2 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、狭山保健所が設置する狭山保健所管内感染症関係機関連携会議を活用し、平時から保健所をはじめ、県や消防機関等の関係機関と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化する。

また、感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、宿泊療養施設の確保や陽性者への食事の提供等が必要となるため、県や保健所等と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

## 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるよう準備を進める。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### (2)所要の対応

#### 2-1 感染症有事への対応準備

市は、準備期に作成したBCPに基づき、感染症有事における業務を実施する体制を確立するための準備を行う。

#### 2-2 市民への情報発信・共有の開始

市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けるために国や県等が整備した相談センターを周知する。また、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を市民へ周知するとともに、Q&Aの公表やコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

## 第3節 対応期

### (1)目的

新型インフルエンザ等が発生した際には、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、県、保健所、医療機関及び消防機関等の関係機関と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

### (2)所要の対応

#### 3-1 感染症有事への対応

ア 市は、準備期に策定したBCPに基づき、感染症有事における業務体制を本格的に強化するとともに、必要な業務を実施する。

イ 市は、県からの協力要請により、必要に応じて、市職員を県へ派遣する。

### 3-2 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じ、速やかに発熱外来の受診につなげる。

### 3-3 健康観察及び生活支援

ア 市は、県からの要請に応じて、所定の期間、健康観察を行う。

イ 市は、県からの要請に応じ、協力して患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有しながら、食事の提供等当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供及びパルスオキシメーター等の物品の支給を行う。

### 3-4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時取るべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

イ 市は、高齢者やこども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症対策物資等は、感染症有事において、検疫や医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### (2)所要の対応

##### 1-1 感染症対策物資等の備蓄等

ア 市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、市民等や高齢者施設等に対して、可能な限り、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう呼び掛ける。

### 第2節 初動期

#### (1)目的

感染症対策物資等の不足により、対策の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

#### (2)所要の対応

##### 2-1 円滑な業務に向けた準備

市は、その所掌事務を実施するに当たり、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県等との連携や販売事業者への計画的の発注等により、必要量の確保に努める。

### 第3節 対応期

#### (1)目的

感染症対策物資等の不足により、検疫や医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、初動期に引き続き、市は、国及び県と連携して生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

## (2)所要の対応

### 3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認し、不足するおそれがある場合においては、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

### 3-2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、国、県及び指定地方公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

#### (2)所要の対応

##### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、連絡窓口となる担当部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携、また関係部署間の連携を図るため、情報共有体制を整備する。

##### 1-2 支援実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付等について、DX を推進し、適切な仕組みを整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

また、支援の際には、支援対象及び支援の内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意する。

##### 1-3 物資及び資材の備蓄等

ア 市は感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

イ 市は、市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4 心身への影響に関する施策の準備

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策やメンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を実施する準備を行う。

#### 1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に応じて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者や障害者等の要配慮者等への生活支援(見回りや介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、県と連携して準備を行う。

#### 1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国、県及び広域飯能斎場組合と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

## 第2節 初動期

### (1)目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2)所要の対応

#### 2-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は市民経済上重要な物資)の購入に当たって、消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

#### 2-2 遺体の火葬・安置

市は、国及び県からの要請に応じて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保に係る準備を行う。

## 第3節 対応期

### (1)目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### (2)所要の対応

#### 3-1 市民生活の安定を確保するための対応

##### 3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

##### 3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

##### 3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、県からの要請に応じて、高齢者や障害者等の要配慮者等に必要に応じた生活支援(見回りや介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送及び死亡時の対応等を行う。

##### 3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、県と協力し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。

##### 3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

エ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づき措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-6 埋葬・火葬の特例等

市は、必要に応じ、以下の対応を行う。

ア 国からの要請に応じて、県及び広域飯能斎場組合と調整し、可能な限り火葬炉を稼働させる。

イ 国からの要請に応じて、県と調整し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

ウ 遺体の埋葬及び火葬について、火葬場等に関連する情報を速やかに収集し、埋葬・火葬に係る手続を行う。

### 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市内事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた市内事業者を支援するための財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### 3-2-2 市による市民生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため、必要な措置を講ずる。

## 用語集(五十音順)

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。埼玉県地域保健医療計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染者	市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症に罹患した者をいう。なお、感染者には無症状者等罹患したことに無自覚な者を含む。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等(医薬品でないもの)が含まれる。
感染症有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

感染対策	換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等。
感染力	病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
国からの要請	国からの市町村への要請は、原則として、県を通じて要請が行われる。
クラスター	共通の感染源を持つ感染者の集団や、ある感染症の感染者が特定の集団の中に一定数以上見られる状態。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

検査等措置 協定締結機 関等	感染症法第36条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関(民間検査機関や医療機関等)や宿泊施設等。
抗原性	抗原(免疫応答を引き起こす物質)と抗体(体内に侵入した異物に対して対抗する物質)が特異的に認識し、結びつく性質。
呼吸器感染 症	ウイルスや細菌等の病気を引き起こす病原体への感染により、のどや肺等の呼吸器に炎症を起こす病気。 今までに大流行した呼吸器感染症は、結核、スペインかぜ、アジアかぜや新型コロナウイルス等がある。
国立健康危 機管理研究 機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立された。 国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスクやゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
個別接種	身近な診療所や病院で予防接種を行う方法。 「かかりつけ医」で持病等を相談できるため、安心して予防接種を行うことができる。
埼玉版 FEMA	発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことによって、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。
狭山市新型 インフルエ ンザ等対策本 部	特措法第34条第1項に規定され、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市行動計画で定めるところにより、直ちに、市対策本部を設置しなければならないとされる。
指定感染症	感染症法第6条第8項。既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型コロナウイルス等感染症を除く。)であって、第

	三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。
指定地方公共機関	特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。
指定地方公共機関等	指定地方公共機関及び特措法第2条第7号に規定する指定公共機関。
市民等	市民及び市内事業者。
集団接種	公共施設や職場、学校等の特定の場所に接種会場を設け予防接種を行う方法。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)のこと。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症	感染症法第6条第7項に規定する、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症の疾病をいう。

新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ等対策閣僚会議	「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催。
新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議	「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催。
新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。
新型コロナウイルス感染症対策～埼玉県の取組～	令和5年12月に公表。県が、新型コロナウイルス感染症という、未知の新興感染症に対じたこれら貴重な経験について、風化させることなく記録として残し、今後も想定される新興感染症への対応の参考とするため作成したもの。
新感染症	感染症法第6条第9項に規定される、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、

	かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
咳エチケット	感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際、周囲に飛沫が飛び散らないよう、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること。 電車や職場、学校等人の集まる場所で咳エチケットを実践することが重要。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動できるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
デジタル機器	情報をデジタル信号に変換して処理する電子機器の総称。 情報や映像、音声の記録、表示、通信等を高画質・高精度に行うことができる。 代表的なものとして、パソコンやスマートフォン、デジタルカメラ等がある。
デジタル技術	情報を数値化・デジタル化して扱う技術全般で、DX を推進する上で活用される技術。 代表的なものとして、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)、RPA(ロボットによる業務自動化)、ビッグデータ、XR(VR・AR 等)、ICT(情報通信技術)、クラウドコンピューティング等がある。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。 地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、 新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新 型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済 の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行わ れる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエン ザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミック	感染症の世界的大流行のこと。
病原性	病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度。
病原体	ウイルス、細菌、真菌(カビ)、寄生虫等の、生物の体内に侵入して病気を引き 起こす原因となる生物。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な 問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク 状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で 発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす おそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するた め、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令 で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間に おいて、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であつ て当該感染症の症状を呈していないもの。
陽性者	検査等を経て、り患したことが判明した者。

予防計画	感染症法第10条に規定する県及び保健所設置市が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部(第3部第2章第5節 感染症医療)として策定している。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	健康に関する医学的・科学的な知識・情報入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染力のある期間、症状、合併症等の総称。
狭山保健所管内感染症関係機関連携会議	感染症健康危機体制の強化を目的に、狭山保健所管内の関係機関で感染症健康危機に関する情報共有や意見交換を行う。
連携協議会	埼玉県感染症対策連携協議会。感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
AI	人工知能(Artificial Intelligence の略)。 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。
DX	Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)の略。 ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

SNS	<p>Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス )の略。</p> <p>人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する、会員制のサービスのこと。</p>
PDCA	<p>Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。</p>
WHO	<p>世界保健機関(World Health Organization の略)。</p> <p>「全ての人々が可能な最高の健康水準に達すること」を目的として 1948 年に設立された国連の専門機関。日本は 1951年に加盟した。</p>
5類感染症	<p>感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナウイルスは、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられた。</p>